

香川県耐震改修促進計画（第四次計画）の概要

1 計画策定の背景

平成7年に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、同年に建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。法では、国が基本方針を示し、都道府県は耐震改修促進計画を策定することが義務付けられたことから、本県では、近い将来発生が予想される南海トラフを震源とする大規模な地震による建築物の倒壊等から人的・経済的被害を軽減するため、平成19年3月に「香川県建築物耐震化推進プラン（香川県耐震改修促進計画（第一次計画）」を策定し、耐震化を促進させるための施策を総合的に進めてきた。

2 これまでの経緯

○平成19年3月	香川県建築物耐震化推進プラン（香川県耐震改修促進計画（第一次計画））策定 国の基本方針に合わせ、平成27年度の耐震化率の目標を住宅・多数の者が利用する建築物ともに90%に設定
○平成23年3月	住宅の耐震化に対する支援制度に関する事項を追加
○平成23年10月	緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に対する支援制度に関する事項を追加
○平成25年11月	耐震診断が義務付けられた大規模建築物への支援制度に関する事項を追加
○平成26年4月	地震時に相当多数の人の円滑な避難のため確保すべき避難路を指定し、沿道建築物の耐震診断を義務付け、診断結果の公表に関する事項を追加
○平成26年9月	防災拠点建築物を指定し、耐震診断を義務付け、診断結果の公表に関する事項を追加
○平成28年10月	大規模建築物の耐震診断の結果を公表
○平成28年12月	香川県耐震改修促進計画（第二次計画）策定 耐震化率の目標を、住宅は90%、多数の者が利用する建築物は95%に設定するとともに、第一次計画での対象施設（多数の者が利用する建築物のうち防災拠点施設となる庁舎、警察署や避難者の収容施設などの災害時に重要となる施設）に加え、第二次計画では、新たに3階以上かつ延べ面積1,000m ² 以上のホテル、旅館、診療所、物販店舗、飲食店、劇場等の建築物を対象とした
○令和3年10月	香川県耐震改修促進計画（第三次計画）策定 耐震化率の目標を、住宅は91%、多数の者が利用する建築物は97%に設定するとともに、新たに耐震診断義務付け対象建築物である大規模建築物及び防災拠点建築物は100%に、避難路沿道建築物は50%に設定した 防災拠点建築物の耐震診断の結果を公表
○令和7年3月	避難路沿道建築物の耐震診断の結果を公表

3 現状と課題

(1) 南海トラフを震源とする大規模な地震による被害想定

想定大規模地震	想定震度階	建物被害（全壊・焼失）	死者数（最大）
南海トラフの最大規模の地震（L2）	5強～7	39,000棟	7,800人

（令和7年9月に公表した「香川県地震・津波被害想定調査報告書」による）

平成28年4月に発生した熊本地震では、震度7の揺れが連続して発生し、約4万3千棟の住家が全半壊するなど大きな被害を受けた。また、平成30年6月の大阪府北部地震などが発生しており、その後も、令和6年1月に発生した能登半島地震では、震度7の揺れが発生し、約3万棟の住家が全半壊するなどの被害を受けた。

本県でも、大規模な地震がいつ発生してもおかしくない状況であり、旧耐震基準による住宅や建築物の耐震化の必要性が再認識されるとともに、耐震化を総合的かつ計画的に促進することが重要である。

(2) 住宅・建築物の耐震化状況

① 住宅の耐震化率の推移

区分	H15年	H20年	H25年	H30年	R5年
住宅	64%	72%	75%	82%	86%

② 多数の者が利用する建築物の耐震化率の推移

区分	H27年度末	R2年度末	R7年度末
多数の者が利用する建築物	87.9%	93.5%	95.5%

③ 耐震診断義務付け対象建築物の耐震性不足解消率^{※1}の推移

区分	R2年度末	R7年度末
大規模建築物	84.6%	98.1%
防災拠点建築物	76.9% ^{※2}	100%
避難路沿道建築物	24.2% ^{※2}	29.2%

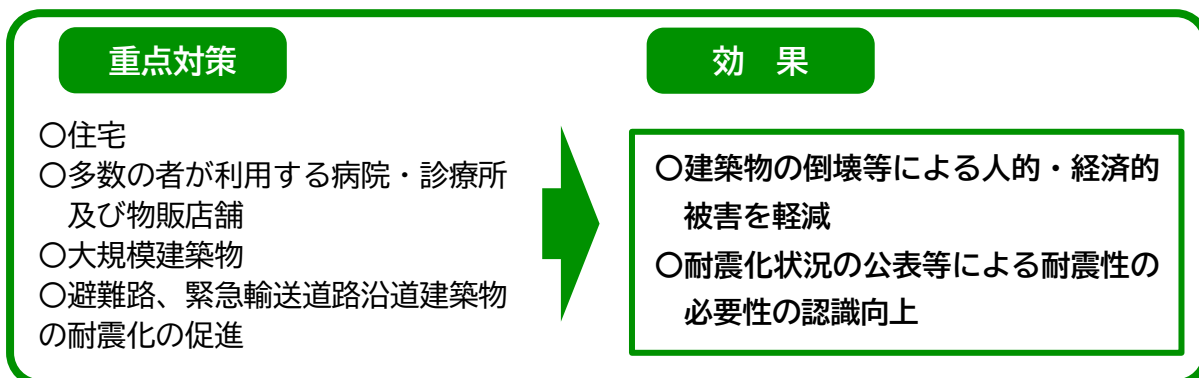
※1：耐震性不足解消率とは、耐震診断結果が公表された建築物の棟数のうち、耐震診断により耐震性を有することを確認された建築物、耐震改修、建替え等により耐震性が不十分な状態が解消された建築物及び除却された建築物の棟数が占める割合をいい、新耐震基準以降に建てられた建築物は分母から除いている。

※2：令和2年度末時点では耐震診断結果を公表していなかったため、従来の耐震化率を表記している。

4 第四次計画の概要

(1) 基本方針

県民の生活基盤である住宅や、耐震化率が比較的低い病院・診療所及び物販店舗のほか、大規模地震発生時において、倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがある大規模建築物や早期の救助・復旧活動に関係する避難路、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を重点的に進める。



(2) 計画期間

令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

(3) 耐震化の目標

○住宅については、国の基本方針では、令和17年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消^{※1}することを目標として掲げていることから、これに準じて、令和5年時点の耐震化率（86％）を踏まえ、令和12年度末の目標を92％に設定する。

○多数の者が利用する建築物については、令和2年度末からの5年間の耐震化の上昇率や現在の耐震改修工事や建替え等の実施状況を踏まえ、令和12年度末の耐震化の目標をおおむね解消とする。

○国の基本方針では、耐震診断義務付け対象建築物の耐震性不足解消率の目標が示されており、この対象となる病院やホテルなど不特定多数の方が利用する一定規模以上の大規模建築物については、令和12年度末までに全ての施設で耐震化が図られる予定であり、令和12年度末の目標を100％に設定する。

県が指定した防災拠点建築物については、令和3年度に耐震化が完了している。

緊急輸送道路のうち、県が指定した避難路の沿道建築物については、令和7年度末の耐震性不足解消率が伸び悩んでいることから、倒壊した場合に前面道路を全閉塞する規模のものから重点的に耐震化に取り組むことを目指し、令和12年度末の目標を50％に据え置くこととする。

耐震化の目標

対象建築物		現状値		目標値	
		全国平均 (R 6年度末)	香川県 (R 7年度末)	国 ^{※2}	香川県 (R 12年度末)
耐震化率	住宅	90% ^{※3}	86% ^{※3}	おおむね解消 ^{※1} (R 17年)	92%
	多数の者が利用 する建築物	—	95.5%	—	おおむね解消 ^{※1}
耐震性不足 解消率	大規模建築物	93.8%	98.1%	おおむね解消 ^{※1} (R 12年)	100%
	防災拠点建築物	87.8%	100%	おおむね解消 ^{※1} (早期)	達成
	避難路沿道建築物	44.9%	29.2%		50%

※1：おおむね解消とは、耐震化は所有者の判断で行われるものであり、100%に近い状態を目指すことを目標とする。

※2：建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針（令和7年7月17日改正）による。

※3：総務省「住宅・土地統計調査」における令和5年時点耐震化率。

5 耐震診断及び耐震改修の促進をはかるための取組み（施策）

（1）耐震化を促進するための支援策

- ・民間住宅の耐震診断や耐震改修等への間接補助
- ・避難路沿道建築物の耐震診断や耐震改修等への間接補助
- ・緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断や耐震改修等への間接補助

（2）耐震化を促進するための環境整備や普及・啓発等

- ・相談窓口の設置および運営
- ・耐震化に関するパンフレット等の作成及び配布
- ・県民向けの耐震対策講座や建築士による無料相談会の定期的な開催
- ・人材育成や技術力向上を図るため、耐震診断の講習会や耐震改修工法の普及

（3）その他の安全対策

- ・ブロック塀の安全対策の指導
- ・窓ガラス、外装材、広告塔等落下のおそれのあるものの落下防止対策の指導
- ・大規模空間に架かる天井脱落防止対策や、建築設備や家具の転倒防止対策
- ・エレベーターやエスカレーターの地震対策の指導